

③ 違反広告物を撤去します

市では、まちの良好な景観を維持するために、市内全域で違反広告物を撤去します。
なお、撤去した広告物は、後日、種類、数量、撤去場所等を公告します。

日時 9月10日（月）～14日（金）

対象 無許可で街路樹、電柱、道路標識、ガードレール、歩道柵等に掲出されているはり紙、
はり札、立看板、広告旗等の広告物

問 都市計画課（内線 586）

④ 9月は動物愛護月間です

ペットの放し飼いやふん尿による被害が増えています。ペットを飼うときは動物の習性を正しく理解し、周囲に迷惑かけない「心くばり」と「しつけ」を心掛けましょう。

【放し飼いはやめましょう】

散歩のときは引き綱を必ずつけて、いつでもペットを制止できる人が同行しましょう。
自宅でもきちんと管理しましょう。

【犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です】

「鑑札、注射済票」は迷子札になります。必ず首輪を装着しましょう。

【猫は室内で飼いましょう】

交通事故や感染症、ご近所へのふん尿やいたずらなど、トラブルを避けるために猫は室内で飼いましょう。

【環境美化に努めましょう】

散歩中のふんは、必ず持ち帰りましょう。

【ペットを捨てないで】

犬や猫などペットは家族の一員です。愛情と責任を持って飼いましょう。無責任に捨てることは絶対にやめてください。動物の遺棄は犯罪です。

【繁殖を望まない犬猫の不妊去勢手術は飼い主の責務です】

不幸な命を作らないために繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術を受けましょう。市では飼い犬、猫の不妊去勢手術に対して補助事業を実施しています。

問 環境保全課（内線 125）

⑤ 茨城県獣医師会による犬猫の避妊、去勢手術費用の助成事業が始まります

茨城県獣医師会では、不幸な命を生みださないための対策の一環として犬猫の避妊・去勢手術費用の一部を助成します。

助成頭数 先着 1,000 頭（犬、猫また雌、雄の区別なし）

助成対象 県内に在住する犬、猫の飼い主。対象動物は、平成30年9月1日以降に県内の動物病院（獣医師会会員）で避妊・去勢手術を受けた犬、猫。

助成金額 1頭につき一律 2,000 円

申込方法 県獣医師会に加入する動物病院にて応募用ハガキに必要事項を記入の上、茨城県獣医師会へお申込みください。

申・問 （公社）茨城県獣医師会 TEL 029-241-6242

広報紙は笠間市ホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.kasama.lg.jp/>

③ページ